

事業復興型雇用創出助成金の申請が始まります

岩手県内に所在する事業所が失業者を雇用した場合、

1人当たり3年間で**最大225万円が助成されます**

◇助成対象事業所（1・2号事業のどちらかに該当する場合）

【1号事業】事業復興型雇用創出助成金対象事業の国や自治体の補助金・融資事業（奥州市中小企業融資あっせん制度など）を実施し助成対象労働者を1人以上雇用した事業所

【2号事業】事業復興型雇用創出助成金対象外事業の国や自治体の補助金・融資事業（小規模事業者経営改善貸付など）を実施し助成対象労働者を2人以上雇用した事業所

※雇用調整助成金・特定求職者雇用開発助成金など国の助成金とは併用はできません。
詳しくは岩手県のホームページでご確認下さい。

◇助成対象労働者

- 「期間の定めのない雇用契約」により雇用された求職者
- 「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された求職者
※いずれも平成23年11月21日以降に雇用された方に限ります。

【対象となる求職者】

- 1 平成23年3月11日において被災地域で勤務していた求職者又は被災地域に居住していた求職者（岩手県・宮城県・福島県は県内全域が新被災地域に該当します。その他青森県の一部など）
- 2 新規学卒者も対象（平成23年3月11日に本人又は扶養者が被災地域に居住していた場合に限り）
- 3 再雇用者は、新規雇用者1名につき4名まで申請可能（助成対象労働者の8割の人数まで）
- 4 補助金、融資事業等の支援決定以後に雇用された労働者（助成対象労働者の最初の雇入れが平成26年7月1日前の雇用者も対象となります）

◇助成金支給額（対象者1人当たり）

助成対象労働者	総支給額	1年目	2年目	3年目
フルタイム労働者	225万円	140万円	50万円	35万円
短時間労働者	110万円	45万円	35万円	30万円

※平成26年7月1日以降の雇用者については、申請が雇入れ日から2ヶ月経過した場合、助成金の額が減額されます。

※2号事業で認定を受けた事業所の再雇用者の支給額については8割の額となります。

詳しい内容は、岩手県ホームページでご確認下さい

<http://www.pref.iwate.jp/koyouroudou/oshirase/004388.html>

◇申請受付期間 平成26年**7月22日(火)**から 平成26年**10月21日(火)**まで

※10月21日の受付時間内（午後4時30分まで）に到着した分まで受付

※ただし、予算の上限に達した場合、期限前に受付は終了となります。

◇申請書の送付先

岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センター（受付時間 平日9:00~12:00 13:00~16:30）

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階

TEL 019-601-5263 FAX 019-601-5264